



今月のテーマ 公正証書遺言と自筆証書遺言について

エンディングノートはご存じでしょうか。そこには自身の事柄や交友関係、所有財産などを書き込み、いざという時に役立つ内容を記載します。ただし、エンディングノートには法的な強制力がないため「自宅不動産を長男に相続させたい」といった自身の希望を確実に実行するためには遺言書の作成が必須となります。今回は代表的な2つの公正証書遺言と自筆証書遺言について簡単にご紹介いたします。

1. 公正証書遺言

(1) 作成方法

公正証書遺言は、遺言者本人が[公証人](#)と証人2名に対して、遺言の内容を口頭で伝えたものを公証人が文章にまとめ、遺言者と証人2名に読み聞かせ、内容に誤りがないかを確認する方法で作成されます。口頭での伝達、読み聞かせによる確認が困難な場合には別の方法が用意されています。

(2) 証人

作成時に立ち会う証人は遺言者が手配することができますが、未成年者、推定相続人など一定の人物は証人になることができません。遺言者が手配することができない場合は[公証役場](#)から紹介を受けることができます。

(3) 準備する書類

公正証書遺言の作成にあたっては次のような資料が必要となります。

- ① 遺言者本人の印鑑証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)または運転免許証やマイナンバーカード等の官公署発行の顔写真付き身分証明書
- ② 遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍謄本や除籍謄本
- ③ 遺贈を行う場合、受贈者が個人であれば住所が分かる資料、法人であれば登記事項証明書
- ④ 不動産の相続の場合、登記事項証明書と固定資産評価証明書など
- ⑤ 預貯金の相続の場合、預貯金通帳(コピー可)

(4) 費用

公正証書遺言の作成は遺言の目的となる財産の価額に応じて下表のように手数料が定められています。この財産の価額は相続又は遺贈を受ける人ごとに集計し、下表の基準に当てはめて手数料の総額を計算します。なお、全体の財産が1億円以下のときは、11,000円が加算されます。また遺言者が公証役場に赴くことができない場合には、公証人の日当と交通費が別途発生します。

財産の価額	手数料	財産の価額	手数料
100万円以下	5,000円	3,000万円超5,000万円以下	29,000円
100万円超200万円以下	7,000円	5,000万円超1億円以下	43,000円
200万円超500万円以下	11,000円	1億円超3億円以下	43,000円 + α
500万円超1,000万円以下	17,000円	3億円超10億円以下	95,000円 + α
1,000万円超3,000万円以下	23,000円	10億円超	249,000円 + α

2. 自筆証書遺言

(1) 作成方法

自筆証書遺言は、遺言者が自ら遺言の内容の全文を手書きして、日付と氏名を書いた署名の下に押印することにより作成されます。遺言書に添付する財産目録については、パソコンでの作成や預金通帳のコピーなどが認められるようになりましたが、それらの財産目録にはページごとに遺言者が署名押印する必要があります。

(2) 遺言書保管制度

自筆証書遺言は遺言者が自分で保管するか、[法務省令に定める様式](#)で作成した無封の自筆証書遺言であれば遺言書保管制度を利用することで法務局に保管してもらうことが可能です。遺言書保管制度を利用するには、[遺言書の保管申請書](#)を①住所地、②本籍地、③所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言保管所に該当する法務局へ提出します。

(3) 費用

自筆であることから基本的に無料で作成することができますが、上記(2)の遺言書保管制度を利用する場合は申請料として1件につき3,900円が必要となります。